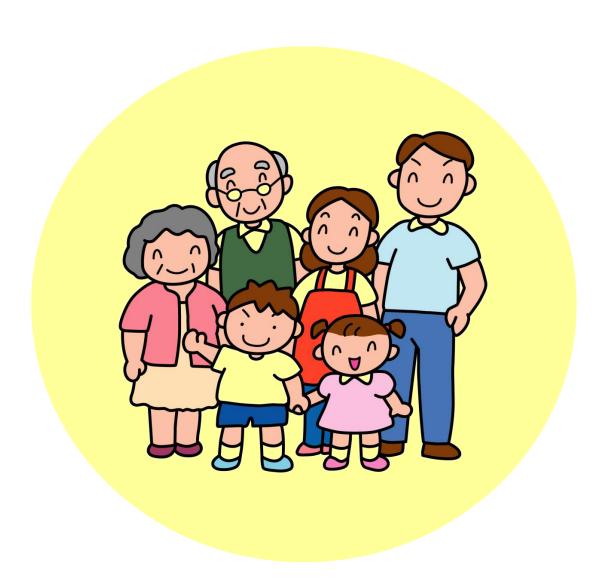
【平成29年度版】

和机药们。们是们是带口》等引き



筑装野市社会福祉協議会

^ -:	ジ		内 容
Ρ.	2	~	ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか?
Ρ.	3	~	サロン運営の基礎知識
Р.	5	~	保険加入について
Р.	10	~	助成金について
Р.	19	~	職員の派遣について
Р.	20	~	レクリエーション用具の貸出について
Р.	23	~	バス利用について 他
Р.	26	~	サロンQ&A

ふれあい・いきいきサロンをはじめませんか?

ふれあい・いきいきサロンは家に閉じこもりがちな高齢者や障がい者、子育てに不安を抱える親子など、何らかのサポートを必要とする人達を対象として、同じ地域に住む住民(ボランティア)と参加者が一緒になり楽しく仲間づくりをする「集い・交流の場」をいいます。筑紫野市では平成9年に第 1 号のサロンが誕生して以来、各地域で様々な活動がおこなわれています。







★ふれあい・いきいきサロンにはこんな効果が!!

効果その1	地域のつながりが少しずつ希薄になる中、サロンでお互い
地域でのつながり	が顔を合わせることで、地域での絆をより強いものにする
地域でのフながり	だけでなく、地域の中での新しい人間関係が生まれてきま
	す。
効果その2	ふれあい・いきいきサロンでは、参加者は単なるお客様で
生きがい・社会参加	はありません。集まった一人ひとりが主役となって様々な
土さかい・社会参加	役割を持ち、自分たちでサロンを作っていきます。必要と
	される喜びが生きがいや社会参加意欲を高めます。
効果その3	サロンの運営は、民生委員や福祉委員だけでなく地域の役
いろんな人達が	員さんなど様々な人達が参加することによって自分たちの
福祉のまちづくりに参加	地域の課題をみんなで共有することができ、より幅広い活
	動に展開することも可能になります。

サロン運営の基礎知識

~サロン開設準備から運営きでの流れとポイント~

サロン活動にはいろいろな成り立ち、運営方法があり、決まったひとつの形があるわけで はありません。

これから活動をはじめようとする場合、何から手をつけてよいか分からないこともあるかと思います。サロン活動をはじめるにあたっての大まかな流れを示しますので参考にしてください。もちろん順序が逆になっても、とばしてしまっても支障はありません。

1

地域の状況を知る

- ◆地域に孤立しがちな人はいませんか?
- ◆地域でどのような集いの場が求められているのでしょうか?

2

中心メンバーを集める

- ◆ひとりではじめるのは大変。担い手の中心となるメンバーを募りましょう。
- ◆協力や支援をしてくれる人・組織をみつけましょう。

3

活動の基本的な考え方を決める

- ◆これからはじめるサロン活動のイメージや基本となる考え方を話し合います。
- ◆開催費用についても事前に検討しましょう。

【イメージ】

参加者の範囲(高齢者・障がい者・子育て等)・人数 開催日・開催頻度・開催時間・参加費・活動内容 等々

【主な経費】

- ① 会場にかかわるもの…会場借上費・光熱水費
- ② 飲食にかかるもの……茶菓子代・食材購入費(食事を出す場合)
- ③ 連絡にかかわるもの…印刷費・郵便代・電話代
- ④ 研修にかかわるもの…ボランティア講座・サロン連絡会などの参加費
- ⑤ 保険にかかわるもの…ボランティア活動保険・ボランティア行事用保険等
- ⑥ その他……消耗品費・備品代

4

場所を確保する

◆自分たちのサロン活動にあった会場をみつけましょう。

5

参加を呼びかける

◆来てほしい人に情報が必ず届く方法を考えましょう。

【周知方法】

- •揭示板……公共施設、町内会、郵便局等
- 回覧板……町内会

チラシは楽しい雰囲気が伝わるようイラストを使うなど工夫する。

気軽に参加できる雰囲気づくりに気を配る。

6

サロンを開く

◆まずは開いてみましょう。いろいろな課題はあっても、実行しながら、そのとき どきで解決していけばよいのです。事前の準備は怠なく。

7

運営のルールをつくる

◆参加者と担い手が一緒になって、自分たちの望むサロンを運営していくための 基本的なルールを決めます。

8

運営に悩んだら

- ◆みんなが意見を言いやすい雰囲気作りを。
- ◆ほかのサロンとの情報交換、交流会を行う。
- ◆悩みをオープンに、みんなで解決策を考えていく。

9

その他の留意点

- ◆参加者のプライバシー保護
- ◆ボランティア活動保険
- ◆リスクへの対応(事故の防止や不測の事態が生じたときの対応等)

保険加入について

◆ボランティア活動保険

サロンの『ボランティア』の方の保険です。

傷害と賠償の補償が受けられます。

補償期間は、年度毎となり加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。

申込書(P.6)と名簿(名前・年齢・住所・連絡先)(P.8参照)の提出が必要です。

- ※途中でボランティアが増えた場合も、申込書の記入が必要です
- ※新規でサロンを設立した場合は、サロン開催日前までに加入いただくことをお勧めします。
- ※各サロンには2月末~3月上旬に次年度の加入申込書をお送りします。

◆サロン傷害補償

サロン『参加者』の保険です。

傷害の補償のみ受けられます。

補償期間は、年度毎となり加入手続きの完了した翌日から翌年3月31日までです。

名簿の提出(名前・年齢・住所・連絡先)が必要です。(P.9参照)

- ※申込書はありません。名簿のみの提出となります。
- ※途中で参加者が増えた場合、新しい方の名簿の提出が必要です。

注意!)一個人がボランティア活動保険とサロン傷害補償の双方に加入する ことはできません。

◆ボランティア行事用保険

バスハイクなど行事の際にかけることのできる任意の保険です。(P7参照) その日のみの補償になります。傷害と賠償の補償が受けられます。

申込書の記入・押印と掛金が必要です。(名簿は添付不要ですが、必ず各サロンで行事日には作成しておいてください。)

※手続きの関係上、行事開催の1週間前までにお申し込みください。

※枠の部分にご記入お願いします 記入後は切り離さずに提出をお願いします

平成29年度用

サロン名は正式名称で。 代表が変わる場合は、 新しい代表者の名前で。

ボランティア活動保険 加入申込書

① (市区町村社協控)

「個人情報の取扱いについて」に同意し、加入を申し込みます。

<u> </u>	口入手続	完了日	
平成	年	A	B

まん		イア活動を呼じていたの加入者がいないことを確認	ノまし <i>た</i> 。			
2	団体・クル	(フリガナ)〇〇サロソが、1と3ウチクシノハナコ		【ご署名(フルネーム) またはご捺印 】	主な活動内容	
加入	代表者氏、	〇〇サロン 代表 筑紫野 花子		(法人の場合は法人印を) (ご捺印ください。	サロン活動	
加入申込人	ご住所・TEL	〒 818-0013 - 筑紫野市岡田3丁目11-1 TEL 092 (920)8008 (担	á)		主な活動場所 ○○公民館	他
	ご加入内容	字(下欄に加入人数・保険料をご記入ください	₂)	ご捺印を		
	Α		天炎,	A お忘れなく)OШ—	円
	В	ーペ× ここには記入	しなし	ハでくた	さい	円
		合計人 数		一百 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		<u> </u>
•	既作成の	ご加入者の名簿がある場合は、コピーの	忝付をもっ	てご加入者氏	名のご記入は不要で	です。

●既	提作成のご加入者の名簿が あ	る場合	計画	は、コピーの添付	jをも	らってご加入者氏名のご記	入は不要	です。
No.	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層(%)	ご加入プラン	No.	ご加入者氏名(被保険者)	年齢層(※)	ご加入プラン
例	福祉一郎	50	代	A · ⑤ 天災A · 天災B			代	A · B 天災A · 天災B
			代	A·B 天災A·天災B			代	A · B 天災 A · 天災 B
			代	A·B 天災A·天災B			代	A·B 天災A·天災B
	すでに名簿を作成している 合は、添付していただき、	-	代	A · B 天災A · 天災B			代	A·B 天災A·天災B
	の場所にご記入する必要は		代	A · B 天災A · 天災B			代	A · B 天災A · 天災B
	Oません。 呂簿を作成していない場		代	A · B 天災A · 天災B A · B			代	A · B 天災 A · 天災 B A · B
l	は、加入者の名前をご記力	-	代	A · B 天災A · 天災B A · B			代	天炎A·天炎B A·B
7	ごさい。		代	天災A·天災B A·B			代	天災A · 天災B A · B
			代	天災A · 天災B A · B			代	- X · B
L			代	天災A・天災B			代	天災A·天災B
			代	A · B 天災A · 天災B A · B			代	A · B 天災A · 天災B A · B
			代	天災A·天災B			代	天災A·天災B

(※)社会福祉協議会にてご加入者の年齢層構成の分析を行うため、年代の記入についてご協力をお願いします(必須項目ではありません。)。20歳以上29歳以下は「20代」というように10歳単位でご記入ください。

受付社協			社会福祉協議会
1# /## #DBB	4		
補償期間一平成		月	日~平成30年 3 月31日

P. 6

(D-1-2)

社協受付印

※加入依頼書は「社協事務所」にあります 代表者名の印鑑(シャチハタ不可)と掛け金を持参して 社協事務所で手続きをお願いします



半戍 年 月

 \Box

サロン名は正式名称で。 代表が変わる場合は、

加入依頼書

①(受付社会福祉協議会控)

	新しい	て表者のを	周りで。	の取扱	いについて」	に同意し	、加入を申	し込	みます。			*	該当に〇	印をして	ください。
社	協立		1			Z	分		(1) 新	規加	入	(2)	追	加	
加入申込人	団体・グループ (代表者名 住所・TE	3) = 81	O 8-001	○サロン ダ ○サロン 3 1田3丁目1	代表	筑紫	野花	·子	20)800		(+0)//			署名(フル またはこ の給は込() 2枚目(ご捺印 / ご捺印ください。)
行	事共催者	4				TEL U	92 (9 /	20)800	<i>)</i> 8	(担ヨ				
	日程		3称(内容	容)・開催場	易所など	1名あた	A	1	宿泊を伴われ A 2 126円	Α	3 15	プラン(宿泊 泊2日 39 円	を伴う行 泊	者名	目に代表 の印鑑が 要です。
行	1,000,000,000	から 188 🛕				★延人数	_	Y	人			人			2 < 9 8
事	月口	間順延		参加老の宝3	图の右無(右)	保険業		\				円人		円人	円人
予	130,794	実施日•行			易所(行			数	が 20名	に満	たない			円	円
	月	先)をご 例)〇〇 ⁻		ださい。 バスハイク	- 7		合でも	、最	低掛け金	は2	O名分			人	
定	月	` \				A 7			(A17			円		円	円 .
表		間順延日	-	参加者の実習	圏の有無(有)	10	60円で なりま		なお最低	人数	は廃止	人田		円	円
		から		2,33 2 - 2,70	7-> 13/11 (13)	*	- & 9&	. U	C ₀ <i>J</i>			7		人 人	<u></u>
	Е	間順延日		参加者の実習	圏の有無 有		-	円	円		円	V-		円	円
		っている場合に 丁事参加者全員				延人数語		人	人		人			۸ m	
)	円	合計保険料		円	$<$ \langle			円
-		が明確で不 ミCプラン				-			振込日	平成		—— 年	F		В
		こし ノ ノ ノ 要はありま								A · C			alol c t o c	=	
11		こなりませ							最低保険料 A1・C5						t、1名あ - 10
* 1	質問保	険の対象と	するサー	ビスについ	て、「同種の	補償を	, 行う他の	保険			. – -		_ ` `		なります。 担となり
	答〔〔	いえ)・(「	まい)「	詳細(1 名あたり(R険金額	など)をご	記入	ください。(ます。				= - 6 7
		ノ日本興亜おる						任任	保険などの保	険契約					
	補償の加	入申込みに	.つき、	受け付けし	たことを	確認し		<u></u>	L+カ/+ 0	7					
受付社協名						90	枚確認	認印	t協は、2 :4枚目に]を捺印し ごさい。						

●加入依頼書の記載事項を変更される場合は、ただちにご連絡ください。 ●行事が行事当日に中止になった時、順延日を記入していただいていた。

●行事が行事当日に中止になった時、順延日を記入していただいていない場合は、必ず翌営業日までに順延日をご連絡ください。順延日が決まっていない場合は、必ず翌営業日までに保険料の返れい手続きを行ってください。手続きを行っていただけない場合、順延の手続きや保険料の返れいができない場合がありますのでご注意ください。

●Aプランの場合は、必ず加入申込人が行事開催日までに名簿を備え付けてください。(添付は不要です。)

●Bプランの場合は、参加者名簿 (書式自由。ただし、氏名、満年齢の記入があること) を必ず2部添付してください。

P. 7

(平成 年度 サロン用) **※サロンボランティアの保険**

NO.1

ボランティア活動保険加入者名簿

サロン名:

No.	氏	 名	年齢	住	 所	連絡先
1				Ŧ	氏名•年齢•住所•	連絡先が
2				Ŧ	わかれば、名簿の様	
3				₸	ません。	
4				₸		
5				₸		
6				₸		
7				Ŧ		
8				₸		
9				Ŧ		
10				Ŧ		
11				Ŧ		
12				Ŧ		
13				Ŧ		
14				₹		
15				₸		
16				=		
17				₸		
18				〒		
19				=		
20				₸		
21				〒		
22				₸		
23				₹		
24				〒		
25				₹		P.

サロン傷害補償加入者名簿

_ サロン名 :

No.	氏	名	年齢	,	住	所	連絡先
1				₹			
2				〒		・住所・連絡が名簿の様式は	
3				Ŧ	ません。		
4				Ŧ		が増えた場合はネ E絡ください。	生協
5				₹	0. 2 2 2	E.M. 17001-10	
6				₹			
7				₹			
8				₹			
9				₹			
10				₹			
11				₹			
12				₹			
13				〒			
14				₹			
15				₹			
16				₹			
17				₹			
18				₹			
19				₹			
20				₹			
21				₹			
22				₹			
23				₹			

助成金について

- ◆助成対象となる団体は交付基準(P.11)に掲載している 第2条のいずれにも該当する団体に限られます。
- ◆金額ついて

1 団体60,000円を上限としています。

運営費 年額 12,000円 月額1,000円

開催回数加算 2,000円×開催回数

(年度当初から実施の場合24回分が上限になります。)

例) ◇年6回開催の場合

12,000円+2,000円×6=24,000円

- ◇7月からサロンを立ち上げ、月に一度の年9回開催9,000円+2,000円×9=27,000円
- 注) 12月にサロンを立ち上げ、月に一度の年4回開催の場合、 交付条件(第2条(3)号)を満たさないため、助成金が 交付されません。
- ◆申請時に必要な書類(該当するページをご参照ください)
 - ①ふれあいいきいきサロン助成金申請書……(P.13)
 - ②請求書……(P.14)
 - ③诵帳コピー……(P15)
 - ④年間計画書(作成している場合は添付可)……(P.16)
 - ⑤前年度のふれあいいきいきサロン助成金完了実績報告書……(P.17)
 - ※各サロンへは新年度(4月以降)に入って助成金交付に関する書類を お送りします。
- ◆助成金申請の受付は**6月末**までとしています。
 - ※受付期間を過ぎても申請が無かった場合、当該年度の助成金を 見送らせていただく場合がございます。
- ◇◆◇不明な点があれば地域福祉担当にお尋ねください。

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会サロン活動助成金 交付基準

(目 的)

第1条 この基準は、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が、『ふれあい・いきいきサロン』、『障害者サロン』、『子育てサロン』(以下、「サロン」という。)に対して交付する助成金について必要な事項を定め、仲間作りや健康増進対策、育児不安の解消や乳幼児の健全育成等を効果的に推進することを目的とする。

(助成対象)

- 第2条 社協は、サロン活動を実施する団体(以下「団体」という。)で、次の 各号のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 利用者が概ね10名以上であること
 - (2) 利用者がサロンの趣旨からみて適当であること
 - (3) 年間6回以上開催されること
 - (4) 責任ある運営が行われること
 - (5) 地域に開かれた運営が行われること
 - (6) 営業、営利、勧誘等の利用目的としないこと
 - (7) 特定の団体会員のみを対象としている事業でないこと (助成金額)
- 第3条 助成の金額については、1団体60,000円を上限とし、助成を行う。
- 2 前項の助成金額の算定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 活動運営費 年額 12,000円、 月額 1,000円、
 - (2) 開催回数加算 2,000円×開催回数
- 3 年度途中の新規の申請に対する助成額は、前項の活動運営費の月割額に 開催回数加算の額を加えて得た額とする。

(助成の申請)

- 第4条 助成を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類(以下「申請書等」 という。)を行政区を通じ社協会長へ提出しなければならない。
 - (1) 助成金申請書
 - (2) 収支予算書及び事業計画
 - (3) その他事業の内容を示す書類等

(助成の決定)

第5条 社協会長は、前条の規定により提出された申請書等を審査のうえ、助成 の可否を決定する。

(活動報告)

- 第6条 この助成金の交付を受けた団体は、当該事業終了後1か月以内に、次の 各号に掲げる書類を社協会長に提出しなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 事業収支決算書

(補則)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

- この基準は、平成15年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この基準は、平成22年4月1日から施行する。

【記入例】

様式—(1)

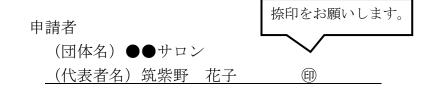
ふれあいいきいきサロン助成金申請書

提出する日付を記入

平成●●年 ●月 ●日

社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会 会長 〇 〇 〇

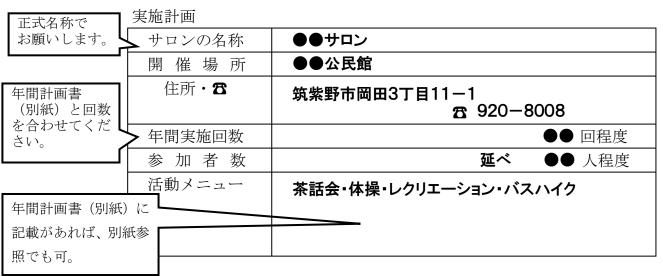
様



「ふれあいいきいきサロン」を実施するにあたり、標記助成金の交付を申請いたします。

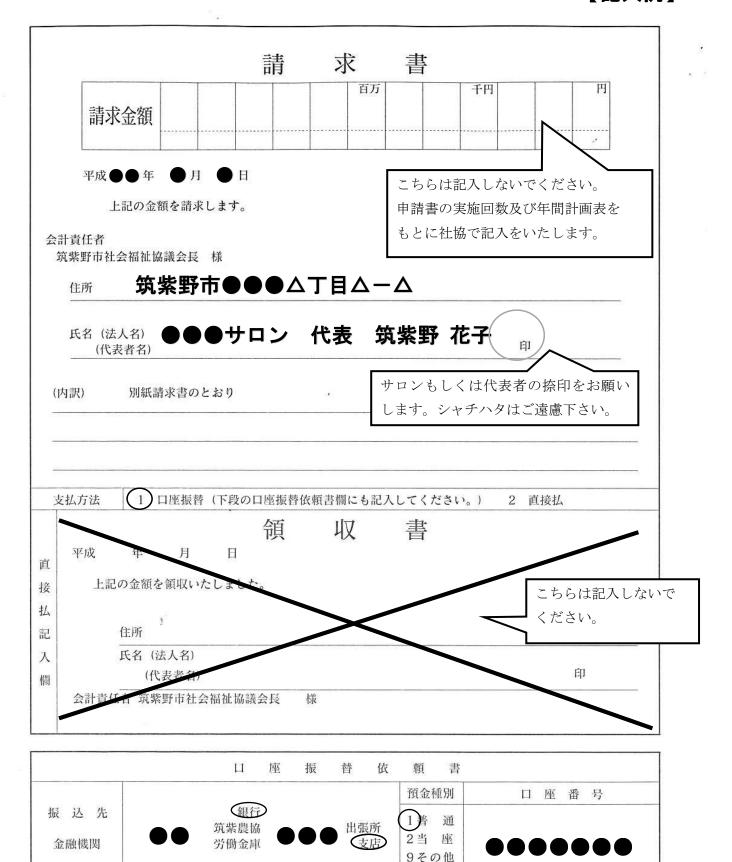


3,添付書類 事業計画書(特段ない場合は下記実施計画を記載すること)



上記団体が行うふれあいいきいきサロン活動の趣旨に賛同し、行政区における福祉活動の一環として推進・支援を行います。

行政区名 ●●●区 区長(自治会等の長) ●● ●● ⑩



※口座名義(フリガナ)は正確にご記入下さい。

●●●サロン ダイヒョウ●●●●●

●●●サロン 代表●●●

(フリガナ)

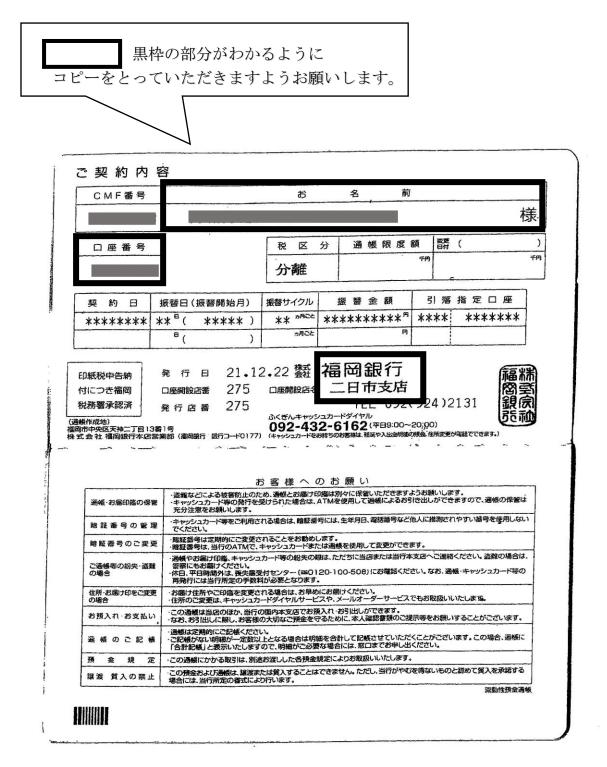
口座名義

助成金は口座振替となります。 確認のため、通帳の口座がわかる部分の コピーとあわせてご提出ください。

支 店 番 号

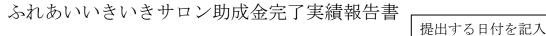
金融機関番号

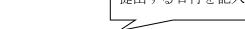
【通帳コピー見本】



平成 年度サロン年間計画表 ●●●●いきいき サロン

月	В	曜日	行事内容	備考
※記入例	6	水	花見、食事会	公民館横講演にて実施
4	20	水	レクリエーション	社協依頼
1				
4				すでに年間計画表を作成して
_				いる場合は、添付していただ
5				くと、この用紙に記入する必
				要はありません。
6				
7				
8				
9				
4 6				
10				
11				
12				
1				
2				
3				
		<u> </u>		

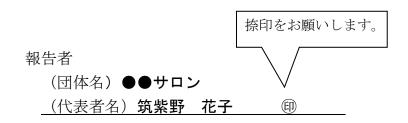




社会福祉法人

筑紫野市社会福祉協議会

会長 〇 〇 〇 一 様



平成●●年 ●月

標記の件について、下記のとおり事業を実施し、完了いたしましたのでご報告いたします。

記

- 1, 助成金名 ふれあいいきいきサロン助成金
- 2, 実績報告および収支決算報告(特段ない場合は下記様式を記載すること)

実績報告

7 (A) (A) (A)		
サロンの名称	●●サロン	
年間実施回数	1 2 回	
年間利用者数	延べ ●●名	
年間世話役数	延べ ●●名	
活動メニュー	茶話会・体操・レクリエーション・バスハイク	
	など… 1	をいくつかご
		記入ください。

収支決算報告

収入額	項目	支 出 額	
36,000	食費	40,000	\angle
20,000	消耗品費	20,000	\vee
24,000	バスハイク	15,000	,
	保険代	5, 000	
80,000	計	80,000	
	36, 000 20, 000 24, 000	36,000 20,000 36,000食費24,000バスハイク 保険代	36,000 食費40,00020,000 消耗品費20,00024,000 バスハイク15,000保険代5,000

弁当、お茶菓子などものづくり材料費など

領収証のコピーの 添付は必要ありませんが、ある程度、 項目ごとの記入を お願いします。

職員の派遣について

市内で年々サロンが増えてきたことに伴い、平成24年度より、 多くのサロンを訪問させていただきたいと考え、訪問申請書の 記入・提出のご協力をお願いしています。

<u>社協より依頼</u>して訪問させていただく分と、<u>サロンからの依頼</u>を 受けて訪問する分に下記の通り分けさせていただいております。

社協からの依頼訪問 → おねがい訪問 サロンからの依頼訪問 → おたすけ訪問

受付間違い防止のためにおたすけ訪問申請書を利用していただき、 訪問を希望される場合はサロン開催2ヶ月前までにご連絡していた だきますようお願いいたします(FAX可)。折り返し、社協より 1ヶ月前までに出欠の返答をさせていただく予定としております。 尚、依頼日の重複や社協事業の関係により訪問できない場合は お断わりをさせていただくこともありますのでご了承下さい。 今後とも皆様のご理解、ご協力の程お願いいたします。

※参照 おたすけ訪問受付締切一覧表

サロン開催月		締切月	サロン開催月		締切月
4月分	→	3月末	1 0月分	→	8月末
5月分	→	4月末	1 1 月分	→	9月末
6月分	→	4月末	1 2月分	→	10月末
7月分	→	5月末	1月分	→	11月末
8月分	→	6月末	2月分	→	12月末
9月分	→	7月末	3月分		1 月末

注)4月・5月については締切日が1カ月前となっています。

筑紫野市社会福祉協議会 総務課 地域福祉担当 行 (FAX 920-8033)

おたすけ訪問申請書

月 日()	:	\sim	:						
サロンを開催いた	こします	0								
つきましては社協からの参加をお願いします。										
・レクリエーション分程度										
•			<u>分</u> 程原	당 文						
【その他】										
	平成	年	月							
				サロン						
	申込者」	氏名								
بالب	TEL									

※ サロン開催月の2ヶ月前までに提出(送信)をお願いします。 FAX受信後、サロン開催月の1ヶ月前に返事をいたします。

FAX

レクリエーション用具の貸出について

◆申し込み方法

電話等で空き状況を確認の上、お申し込みください。

希望日の3ヶ月前より受付いたします。レクリエーション道具の受け渡しの際に、備品借用申請書の記入が必要です。(印鑑は必要ありません) 備品借用申請書(P.21~22)をコピーし、持参されてもかまいません。

例) 平成28年6月1日から借りたい場合⇒平成28年3月1日からの受付

◆借用対象者

福祉活動を目的とする団体・または個人
※学校行事等への貸出は致しかねますので、ご了承ください。

◆借用期間

最長1週間程度

◆費用

無料

◆受付時間

平日の8:30~17:00

※土・日・祝日の貸出し、返却につきましてはご相談下さい。

◆注意事項

- 〇貸出レクリエーション道具につきましては、ご利用団体・者自身での 搬送となります。
- ※大きくて持ち運びが出来ない、搬送する車がないなど困ったことがありましたら、ご相談下さい。
- O貸出申込後、レクリエーション道具の破損などにより貸出が出来なくなることがありますのであらかじめご了承下さい。

様式第1号)

‡	旦	当	担当の長	課	長	次	長	局	長	会	長

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会

会 長 宛

平成 年 月 日

備品借用申請書

このたび貴会のレクリエーション用具を使用したく、申込みいたします。

なお、借用物については責任もって管理し、損傷、紛失等があった場合はすみやかに連絡いた します。また、下記の事項を厳守履行いたします。

記

- 1. 営業目的では使用しないこと
- 2. 市外で使用しないこと
- 3. 目的外で使用しないこと
- 4. 政治活動または宗教活動等で使用しないこと 以上

【申請者】

グループ名	申	請者名
所轄課	電影	果長名
住所・連絡先		
	電話番号() — —

※日中、連絡がとれる番号をご記入下さい。

※期間内に返却がなかった場合等に連絡をさせていただくことがございます。

使用目的									
借用期間	平成	年	月	日()~平成	年	月	日()
使用日	平成	年	月	日 ()				
使用場所					(室内	屋	外)		

【申込用具】

※裏面記載

※市社協事務局 記入欄

返却日	平成	年	月	日 ()	受付担当者 確認 印	
-----	----	---	---	-----	---	------------	--

用具名	保有数	貸出 希望数	用具名	保有数	貸出 希望数
囲碁ボール	2		ポケネット	1	
オーバルボール	1		ポケットボール	1	
お手玉ボード	1		ボトルチップス	2	
お手玉リズム体操&陣取りマット	1		ボウリング	1	
思い出カルタ1	1		ミニ囲碁ボール	1	
思い出カルタ2	1		ラダーゲッター	2	
思い出カルタ3	1		わなげスタンダード	2	
カローリング	1		わなげ9&Q	1	
ガンバルーン	2				
慣用句カルタ	1		【子ども対象遊具】		
グラウンドゴルフ(ポール)	2		アドベンチャージム	1	
" (スティック 6本入)	7		エクササイズボール	3	
ケアビクスDVD	3		カタカタ押し車	2	
ゲーゴルゲーム	1		カジュアルポニー	2	
ゲームレール	2		木のおもちや(トラック・救急車)	1	
玄米にぎにぎ体操DVD	1		<i>"</i> (トレインカースロープ)	1	
ジェンガ	2		<i>"</i> (ノックアウトボール)	1	
ジャンボトランプ	1		』 (積木)	1	
スカットボール I	2		』 (大工さん)	1	
スカットボールⅡ	1		" (木のおままごと)	1	
スマイル射的	1		" (汽車セット・つり橋)	1	
スロービー	1		n (乗用バイク)	1	
底抜けホールインワン	1		コーナーポイント	4	
ターゲットゲーム	1		サークルプレートンネル	1	
タンポポシャッフルボード	1		ジェットスコット	2	
釣りっこ	1		ドレミでピョンピョン	1	
ディスゲッター9&5	1		ドレミマット	1	
ディスコン	3		忍者ランド探検トンネル	1	
点鳥ルーレット	1		布積木	1	
魚魚あわせ	1		ボールハウス	1	
ニチレクボール (室内ペタンク)	2		ホップ	3	
ニュールーレットゴルフ	1		ムーブターゲット	1	
バッゴー	1		遊遊カラーリング	1	
羽根っこゲーム 1	1		ゆらゆらフィッシュ	1	
羽根っこゲーム2	1				
ペタボード	1			合計	

【貸出希望用具】※用具の破損などにより、貸出が出来なくなることがありますのでご了承下さい。

バスの利用について

- ◆サロンでのバスハイクなどの際に貸出を行っています。 社会福祉協議会の特別会員になっていただく必要が あります。(特別会員会費5,000円/年度) なお、燃料費・高速道路料金等は実費負担となります。
- ◆バス使用申請は利用日の3ヶ月前からの受付ですが、 電話での受付ができません。

申請書(P.24)を持参いただくか、FAXでお送りください。 当日扱いの申請は、<u>8:30~16:00</u>までです。(16:00以 降は翌日の受付となります。)

(行程表及びバス乗車名簿は利用日の1週間前までにご提出ください)

例) 平成28年10月1日に利用したい場合

⇒平成28年7月1日より受付

※仮に7月1日の受付時間内に10月1日利用希望の申請が 複数団体から出された場合は、抽選になりますのでご了承く ださい。また、申込開始日が土・日・祝等に当たる場合は、 直前の平日からの受付となります。

◆利用制限

- ・いきいきサロンを含む多くの団体に有効に活用していただくため、各団体3~5月の間に1回まで、9~11月の間に1回までとさせていただいております。その他の月も各団体とも月に1回までの利用となります。
- ・バス運行行程の最大距離は往復で250キロメートルまでとなっています。
- ・サロンを運営しているボランティアの方々のみでの利用希望 は運行の対象となりません。

※詳しくは総務担当までお尋ねください。

受付者		運転者	担	当	担当0	り長	係:	長	胡	見 長		次	長	局	長	会	長
				~	バス	利	用許	可	申	請	書						
COLOR SERVICIONE SO	用	自 平)	戊	年	3	月	日	()	午			時		分	mani ing mini dinaman menin	日間
	時	至 平/	戉	年	19	月	日	()	午			時	i i	分		時間
2利用 ⁻ ・乗 ¹		団体名 定人数						6点	表 未补	満 人	6~1	2歳以下		12歳月	<u></u> 人	計	人
3利用 連	責任絡		筑紫野	野市						Tel ()		_		
4利用	責任	者氏名								集場	合所						
5利 丿	用	目的					y 130 j. d. 1										
6 運 7 ※起点か の順路を 入くださ き流付)	· ら 終 : 詳し : い。	くご記(書き	1. 以2. 後			程表及	び名簿は	利用(の 1 i	週間前	までに	提出	してく	ださい	0		
7運転	手の	昼食			〕準備	前あり)				準	備な	し		•		
8備		考															
上記したしまっ		いて、バ	ス運行	丁要綱	及び許	一可条	(件を固	く選	宇	いた	しま	すの	で許	可下る	さる。	よう申	請い
平成		年	月		日												
社会社		法人 社会福祉	Name and the second	19000	長 様 首住所		素野市										
			1	夭	名						1						
			í	電 話	番号												
			Ī.	听	京課												
			Ē	果長	~ 名						1	200	<u></u>	70.00	03X 0 XX 40 (0.3X44,000		

社会資源の紹介

◆サロンで使える無料出前教室等、社会資源の紹介を行っています。社会福祉協議会にカタログを準備していますので気軽にお越しください。

サロン連絡会の開催

◆年に3回程度、高齢者・障がい者サロン関係者を対象とした 情報交換や情報提供の場として開催しています。

ものづくりやレクリエーション体操等、毎回テーマを決め開催 されています。サロン連絡会で得た情報を是非、自分たちの 地域のサロンにご活用ください。

ふれあい・いきいきサロン Q&A

Q1 ふれあい・いきいきサロンの目的は何ですか?

高齢者サロン・障がい者サロンの目的は、高齢者や障がい者と地域住民が一緒に活動し、「閉じこもり」「孤立化」の防止、「生きがいづくり」「友達作り」です。

子育てサロンの場合は地域全体で子どもを育て、家庭以外にも子育てが 出来る環境づくりを目的としています。

Q2 活動内容は決まっていますか?

茶話会、体操やレクリエーション、ものづくりなど活動内容は様々です。 毎回、決まった内容をしなければいけないというわけではありません。 地域性によりサロンの内容も様々です。「無理なく」「気軽に」「楽しく」 がポイントです。

Q3 活動の場所や範囲はどの程度ですか?

行政区単位で公民館等を使って行うものですが、地域の実情によりそれ より小さな範囲や2行政区合同での実施もあって構いません。

Q4 助成金がもし余った場合はどうなるのですか?

行政からの補助を受けて助成金をお渡ししていますので、原則として 余らないように年度内に活用してください。また、年度ごとに申請書と 報告書、年間計画書が必要になります。なお、助成金額は、申請書と年 間計画書を元に、市社協で決定いたします。 ⇒詳しくはP. 10~をご覧ください。

※代表者や担当が変わられた際には、この冊子を基に引き継ぎをお願いします。

ふれあい・いきいきサロン手引き

編集•発行 筑紫野市社会福祉協議会

総務課 地域福祉担当

平成29年4月